

第 9 章 国内外貨建債券取引約款

第1条 （約款の趣旨）

この約款は、お客さまと当社との間で行う国内外貨建債券（日本国内で発行された外貨建の債券（募集および売り出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているものまたは利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます）をいいます。以下同じ）の取引に関し、当社とお客さまの間の権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 （受渡期日）

受渡期日はお客さまが当社と別途取決めていた場合を除き、約定日から起算して 3 営業日目とします。

第3条 （国内外貨建債券に関する権利の処理）

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

- ① 当社に保管された国内外貨建債券の利子および償還金（記名式債券に係る利子および償還金を除きます。以下同じ。）は、当社が代わって受領し、お客さまあてに支払います。ただし、保護預り契約または振替口座管理契約に基づいて当社に保管している有価証券の利子等の受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子または償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客さまの負担とし、当該利子または償還金から控除するなどの方法によりお客さまから徴収します。
- ② 国内外貨建債券に関し株式を受ける権利または新株予約権（新株予約権証券を除きます。）が付与される場合は、原則として売却処分の上、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。ただし、我が国の諸法令もしくは慣行等によりまたは市場の状況により、当社が当該新株予約権の全部または一部を売却できないときは、当該全部または一部の新株予約権はその効力を失います。
- ③ 転換権付社債の転換権利行使によりお客さまが指示しない場合には、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
- ④ 国内外貨建債券に関し、上記①および②以外の権利が付与される場合は、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分の上、その売却代金を上記①の規定に準じて処理します。
- ⑤ 債権者集会における議決権の行使または異議申し立てについては、お客さまの指示に従います。ただし、お客さまが指示しない場合には、当社は議決権の行使または異議の申し立てを行いません。

第4条 （諸料金等）

お客さまの指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

第5条 （外貨の受払い等）

国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客さまが自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

第6条 （金銭の授受）

- (1) 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客さまの間における金銭の授受は、円貨または当社が応じ得る範囲内でお客さまが指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨の換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が、あらかじめ定めるレートによります。また、お客さまが外貨で受領または支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申出るものとします。
- (2) 上記(1)の換算日は、売買代金については約定日、第 3 条①から④までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。